

議案第31号

三朝町印鑑条例の一部改正について

次のとおり、三朝町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年9月9日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例

三朝町印鑑条例（昭和50年三朝町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(印鑑の登録)</p> <p>第2条 本町は、本町において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により三朝町が備える住民基本台帳に記録されている者について、その者の申請により印鑑の登録を行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の</p>	<p>(印鑑の登録)</p> <p>第2条 本町は、本町において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の規定により三朝町の住民基本台帳に記録されている者について、その者の申請により印鑑の登録を行うものとする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の</p>

各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。））若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。））又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの
- (2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表しているもの
- (3)～(6) 略

2 略

(印鑑登録原票)

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

- (1)及び(2) 略
- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。））をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。））がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称)
- (4)～(8) 略

(印鑑登録証の再交付)

第8条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又は毀損したときは、当該印鑑登録証を添え、印鑑登録証再交付申請書を提出して、町長に対し印鑑登録証の交付を申請することができる。

2 略

各号のいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。））又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの
- (2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの
- (3)～(6) 略

2 略

(印鑑登録原票)

第6条 町長は、印鑑登録原票を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑登録原票に次に掲げる事項を登録する。

- (1)及び(2) 略
- (3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）
- (4)～(8) 略

(印鑑登録証の再交付)

第8条 印鑑の登録を受けている者は、印鑑登録証が著しく汚損し、又はき損したときは、当該印鑑登録証を添え、印鑑登録証再交付申請書を提出して、町長に対し印鑑登録証の交付を申請することができる。

2 略

(登録の抹消等)

第12条 略

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 氏名、氏 (氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。) 又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。) を変更したとき (登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。)

(2)～(4) 略

(5) 外国人住民である者が、法第30条の45の表の上覧に掲げる者でなくなったとき (日本の国籍を取得したときを除く。)

3 略

(登録の抹消等)

第12条 略

2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑の登録を抹消しなければならない。

(1) 氏名、氏又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。) を変更したとき (登録されている印影を変更する必要がある場合を除く。)

(2)～(4) 略

(5) 外国人住民である者が、法第30条の45の表の上覧に掲げる者でなくなったとき (日本の国籍を取得したときを除く。)

3 略

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。